

平成二十一年十一月二十日受領  
答 弁 第 六 五 号

内閣衆質一七三第六五号

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループ

ル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて

鳩山内閣発足後、先の答弁書（平成二十一年十一月十日内閣衆質一七三第三七号）を閣議決定するまでの間に、外務省欧州局において、現在も外務省に勤務する関係者から改めて聞き取り調査を行った。今回の聞き取り調査においては、一部の職員から、両替が規制されていたソヴェイト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、在モスクワ日本国大使館の一部の館員間でルールと外貨を必要に迫られて融通し合ったとの事実があったとの情報提供がなされたが、今回の聞き取り調査においては、実態を把握するためにも、任意の情報提供を求めたものであり、詳細については原則として不公表にするとの前提で行ったものであるため、聞き取り調査の具体的方法や対象者、具体的にどのような発言があったか等については、お答えを差し控えたい。

三について

お尋ねの点については、ソヴェイト社会主義共和国連邦が解体し、国内法令も抜本的に変更になった以

上、正確なところは確認できず、また、そもそも、政府は、特定の行為が当時のソヴィエト社会主義共和国連邦の国内法令に照らし問題があつたかどうかを解釈する立場にはない。なお、聞き取り調査の結果、他の館員との間でルールと外貨を融通することが、ソヴィエト社会主義共和国連邦の国内法令に照らし問題であるとの認識を当時有していた者は確認されなかった。

七から十まで及び十三について

御指摘の答弁については、御指摘の者の認識と相違はないものと承知している。同答弁で述べられている点以外については、個人に関する情報であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十一について

外務省としては、記憶力は、外務省職員に求められる資質や能力の一つであると考えている。

十二について

国会における政府職員の答弁の内容は、真実に沿ったものであるべきであると考えている。